

税務システム等標準化

帳票の標準化について (帳票ワーキングチームの進め方等)

令和2年9月17日
総務省自治税務局

1. 従来のカスタマイズ要因

従来のカスタマイズ要因

総論

- 従来、地方団体の基幹税システムの調達において、帳票については、用途やデータ項目等に縛りがなかったため、主に以下によりパッケージシステムに対する地方団体ごとのカスタマイズが発生していた。
 - ①パッケージシステムに用意がない帳票(種類)を求める
 - ②パッケージシステムで管理しているデータ項目以外のデータ項目を求める

外部帳票

- 上記総論の要因に加え、特に外部帳票は、住民や法人が利用するものであることから、各団体の以下のこだわりが強く、パッケージシステムに対する団体ごとのカスタマイズとなっていた。
 - (1) 従来使っている様式の継続利用や、分かりやすい文章の出力
 - ・見た目が変わると問合せを受けるので、システム移行時に、従前のシステムのものと同じものとする
 - ・お知らせ文章等の印字内容、住民サービスで印字している独自の文章や図
 - (2) 地方団体が独自で取り扱っている項目の印字
 - ・整理番号:問合せ時の本人特定、文書番号等
 - (3) 封入封かんや郵送に向けた作業に合わせた印字・出力
 - ・圧着ハガキや別途購入している封筒に合わせた大きさにするなどといった出力媒体・形式の指定
 - (4) 報告書としての利用
 - ・独自に用いている他機関等への報告書記載事項をそのまま印字できるよう指定 等

内部帳票

- 基本的にはパッケージシステムに用意された帳票をそのまま利用しているが、業務処理の都合上、上記総論の要因に加え、以下により、パッケージシステムに対する地方団体ごとのカスタマイズとなっていた。
 - (1) パッケージシステムの処理手順上、確認する必要があるために出力していた帳票
 - (2) 集計表や一覧表における分析等の観点の違いから、必要となる出力条件や出力区分、印字項目が異なる

2. 標準化におけるカスタマイズ防止策

今回の標準化におけるカスタマイズ防止策

総論

- 標準仕様書の機能要件上、各税目で以下の機能要件を定義し、パッケージの処理手順による帳票の可否を抑制しつつ、地方団体の個別カスタマイズの大半を抑制する。
 - ①パッケージで出力する帳票の用途を一意に定義する：帳票の種類・利用場面が決まる
 - ②管理するデータ項目を定義する：データ項目の種類が決まる
- 地方団体が標準仕様書に適合したシステムを導入する際は、外部帳票も内部帳票も、パッケージシステム上実装されているものを、そのまま使用するものとする。

外部帳票

- 上記総論の機能要件に加えて、外部との連携等の観点から、基本的に、機能要件に加えて、印字項目やレイアウトも定義する。
 - ※ ただし、従来パッケージシステム上の帳票をそのまま利用するなど、カスタマイズの要因となっていなかった一部の証明書等については、機能要件のみの定義とすることもあり得る(WTにて確認する)。
 - 例：「〇〇であることを証明する書類」：〇〇が証明されれば、データ項目やレイアウトは一意に決まっていなくても問題がない＝カスタマイズ要求にならないもの。

内部帳票

※現在調整中

例：「～のために～を確認できること」の定義で足りる

上記総論の機能要件が決まっていれば、出力の有無や出力条件はシステムの操作性の範囲であるので定義はしないが、パッケージシステム上実装されているものをそのまま使用することでカスタマイズを防止する。

また、団体内の内部業務処理や分析等を効果的に行えるよう、EUC等で抽出可能となるようにする。

ただし、「業務間連携に必要な内部帳票」については、他システムとの連携上の必要性から、上記総論の要件に加え、使用するデータ項目や抽出条件、出力の有無、出力条件を定義する。

- (例) ・管理されているデータ項目から抽出する条件(納税義務者のうち〇〇に該当する者等)
- ・出力時に指定する期間(〇日から〇日まで等)、出力タイミング(日次等)

3. 帳票WTの進め方(概要)

帳票WTの検討プロセス

↑ WT1~2回目を想定 ↓
↑ WT3回目以降を想定 ↓

出力要否・方式の 標準化検討

仕様書叩き台・検討項目(論点)を基に、業務上の要否・標準的な出力方式などを検討する

印字項目・レイアウトの 標準化判断

標準仕様書へ記載するとして要件について、業務上の印字項目・レイアウトの指定が必要か検討する

印字項目の標準化検討

データ項目の指定が必要と判断された帳票について、印字項目の叩き台を基に、業務上の要否確認・標準的な印字項目の検討を実施する

レイアウトの標準化検討

レイアウトの指定が必要と判断された帳票について、各事業者から提示された帳票サンプル等を基に、最も良いと考えられるデザイン案を決定する
デザイン案は必要に応じて、利用する関係各所(金融機関など)に意見を照会する

情報連携を用途とする帳票における検討対象範囲

■情報連携を用途とする帳票における検討対象範囲

- 情報連携のための帳票については、税業務で内容の検討ができるものを標準化検討の対象範囲とする。
- 税業務以外の他業務へ情報連携・情報共有するための帳票は、本来地域情報プラットフォームでカバーされるべき事項のため、今回の標準化検討の対象範囲外とする。

分類		検討対象範囲	備考
外部帳票 (報告書などを想定、データ連携は機能として定義)		検討対象範囲内	—
内部帳票	税業務以外の他業務へ情報連携するためのデータ抽出	税業務では判断できないため 検討対象範囲外	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報プラットフォームに追加定義を行ってもらう。 ・他の業務の標準化後、税業務の標準仕様書の改定にて反映する。
	税業務以外の他業務へ情報共有するための情報を記載した帳票の印刷	税業務では判断できないため 検討対象範囲外	
	他の税業務へ情報共有をするための情報を記載した帳票の印刷(データ出力)	検討対象範囲内	他の税業務から受領している帳票等について追加調査を実施

印字項目・レイアウトの標準化に関する方針

- 外部帳票のうち以下に該当するものは、事務局案として印字項目・レイアウトの標準化対象とする
 - (1) カスタマイズの発生源(地方団体の要求が過剰・多様)と想定されるため、標準化を推進すべきもの
 - (2) 帳票を受け取る側にとって統一的であるべきであるため、標準化を推進すべきもの

- 上記については、必要に応じて、関係各所に意見照会を行う。

- 上記以外の外部帳票・内部帳票については原則、帳票の用途・目的のみを定義する。

- ただし、用途・目的だけで必要な内容を表現しきれないものについては、必要に応じて一部の印字項目の指定など実装方式にも踏み込んだ記載を行う
 - 例) 効率的な確認作業のため異動者一覧に異動の分類(死亡、転出など)の情報を表示する など